

老後の不安を減らし社会全体で支えあう

あ

ん

し

ん

介護保険

今年4月から、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」の成立により、介護保険制度が段階的に改正されました。また、今年3年ごとに見直すことになっていく介護保険料改定の年にあたります。

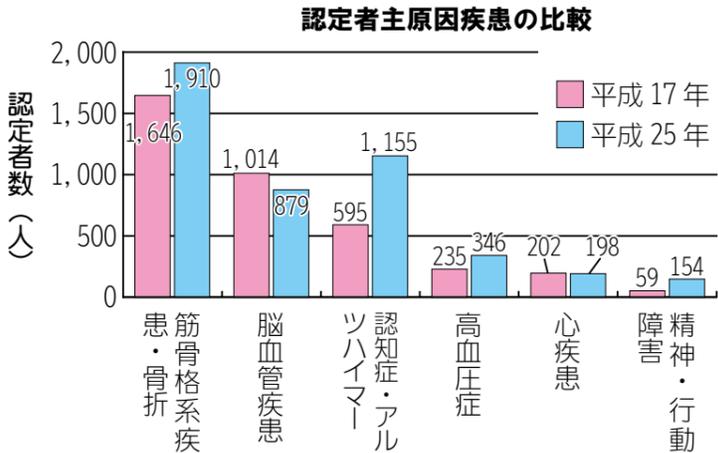
被保険者やサービス利用者の皆さまには、新たな負担をお願いすることになります。社会全体で支えあう」という介護保険制度の趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

四国中央市介護保険の現状

わが国は、世界に前例のない速さで高齢化が進み、どの国もこれまで経験したことがない「超高齢社会」を迎えています。本市においても、高齢化率は年々増加の一途をたっています。(右下グラフ)

介護を受ける方が増える一方で介護をする方が減っており、介護は、家族だけの問題ではなく、社会全体の問題となっております。

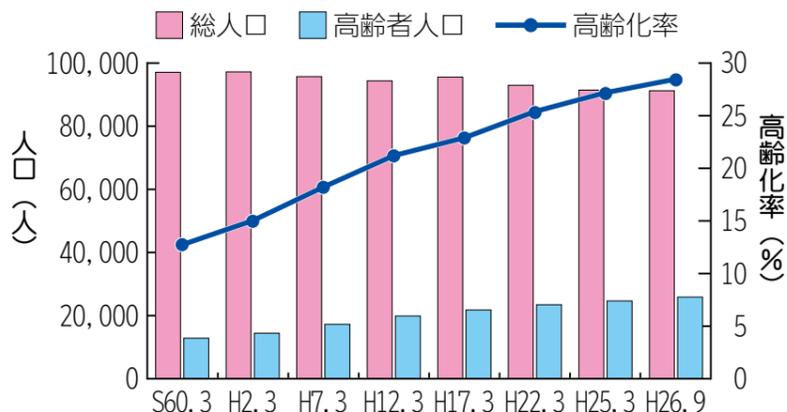
また、主原因疾患別の認定者数の推移を見ると、認知症・アルツハイマーが8年間で倍増しており、認知症対応における介護サービス事業所の役割も増す一方となっております。



介護保険制度は、みんなが支えあう制度です

介護保険制度は、誰にでも起こり得る介護への不安を減らし、介護する側・される側が共に安心できる社会の実現を目指しており、その給付費は保険料と公費で賄われています。

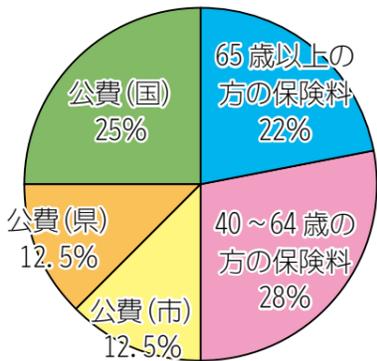
総人口・高齢者人口(65歳以上)・高齢化率の推移



高齢化に伴い、認定者数、給付費とも年々増加しています。



介護保険給付費の財源内訳



介護保険料が変わります

第6期(平成27~29年度)における第1号被保険者の介護保険料基準額を下図の計算式により算定すると、月額6,840円となりました。保険料が高くなった理由としては、給付費が想定以上に伸びたことや、第1号被保険者の負担割合が1%増えたことなどが挙げられます。給付費が伸びたため、これまで蓄えていた基金が底をつき、昨年度末には県から借金を行いました。第6期の保険料算定には、この借金の返済額も含まれています。

$$\text{基準額} \text{ (6,840円/月)} = \frac{\text{四国中央市で介護保険の給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の方の負担分 (22\%)}}{\text{四国中央市の65歳以上の人数}} \div 12 \text{月}$$

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料率(年額)

所得段階	対象者	基準額割合	保険料額(年額)	
第1段階	○生活保護受給の方 ○老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	0.45	36,900円	
第2段階	世帯全員が市民税非課税 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計	80万円以下	0.75	61,600円
第3段階		80万円超 120万円以下	0.75	61,600円
第4段階		120万円超	0.90	73,900円
第5段階(基準)	本人が市民税非課税で、世帯の誰かが市民税課税	80万円以下	1.00	82,100円
第6段階		80万円超	1.20	98,500円
第7段階	本人が市民税課税 本人の前年の合計所得金額	120万円未満	1.30	106,700円
第8段階		120万円以上 190万円未満	1.50	123,100円
第9段階		190万円以上 290万円未満	1.70	139,500円
第10段階		290万円以上 400万円未満	1.75	143,600円
		400万円以上		

老齢福祉年金とは?

明治44年4月1日以前に生まれた人で、一定の所得がない人や他の年金を受給できない人に支給される年金です。

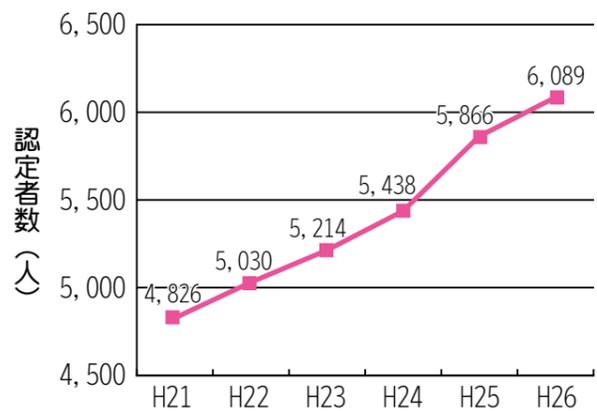
合計所得金額とは?

実際の収入から必要経費に相当する金額を差し引いた金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

課税年金とは?

老齢年金など課税の対象となり、源泉徴収票が交付される年金です。障害年金や遺族年金は含みません。

認定者数の推移

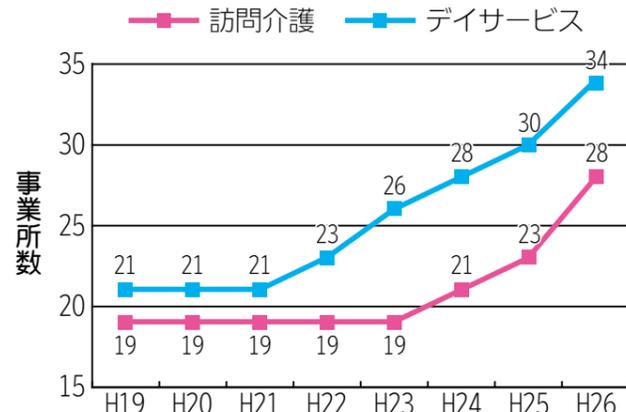


地域の介護ニーズに答え、市内のサービス事業所数も、ここ数年で増加してきました。サービス事業所が増えたことで、利用者は多種多様な事業所の中からサービスを選択できるようになりましたが、事業所数が増加するにつれ、介護サービス給付費も年々増加しています。

給付費の推移



居宅系サービス事業所数の推移



介護保険制度が変わります

今回の改正は、制度がスタートして以来の大きな見直しです。
新たに、利用者の方にご負担をお願いするものもありますが、制度維持のためご理解をお願いします。

平成27年4月から

■特別養護老人ホームの入所基準

新規入所は、原則として「要介護3以上」となりました。

ただし、要介護1・2の方で、やむを得ない事情があれば、新規入所が認められる場合があります。

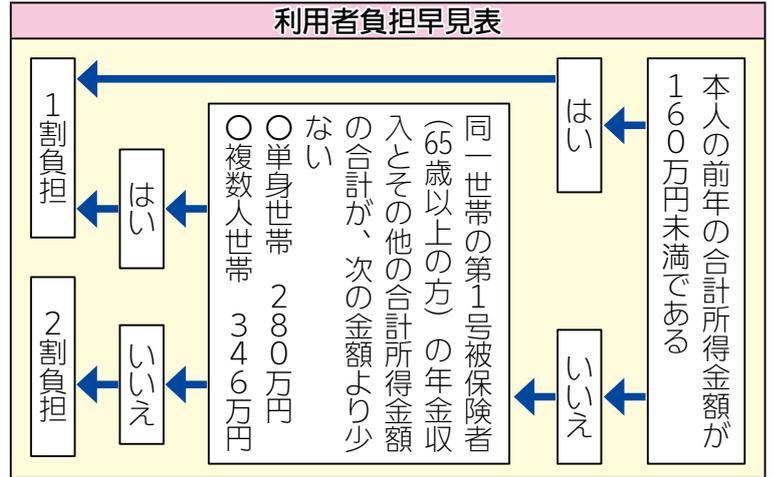
これら以外にも、介護報酬改定に伴い、介護保険サービスの利用料が変更になり、施設サービス利用時の多床室の基準費用額や負担限度額も変わりました。

平成27年8月から

■一定以上所得のある方は2割負担

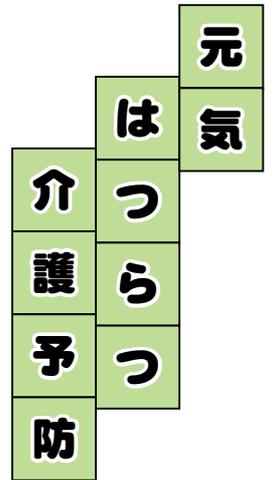
本人の前年合計所得が160万円以上で、かつ、同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の所得金額の合計が、単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の方は、利用者負担額がこれまでの1割から2割に変わります。これに伴い、要支援・要介護の認定を受けている方には、利用者負担割合が記載された「介護保険負担割合証」を郵送します。

利用者負担早見表



■施設入所者の食費・居住費の補助

一定額以上(単身1千万円、夫婦2千万円)の預貯金額のある方は、低所得であっても食費・居住費の補助対象から外れます。また、世帯分離していても配偶者が課税されている方も同様です。
これら以外にも、高額介護サービス費などの上限額や、高額医療介護合算サービス費の負担限度額が変わります。



介護予防事業に参加しませんか？

介護保険料を使った還元事業として介護予防事業があります。誰もが「いつまでも健康で、自分らしく生活し続けたい」と望んでいると思います。介護予防がその一歩です。

介護予防事業には、「介護が必要になることをできるだけ防ぐ」「心身の状態をできる限り維持して悪化を防ぐ」という目的があります。本市でも、次のような事業を行っています。

- 介護予防教室
- 介護予防フィットネス事業
- 介護予防デイサービス
- お口の健康教室
- 認知症対策事業

介護の必要のない元気な高齢者を増やすことで、給付費の抑制につながり、ひいては介護保険料高騰の抑止にもつながります。今後、広報などでも募集しますので、ぜひご参加ください。



介護予防で元気に長生き！

